

各位

[illegible]

当社は、投資信託約款の変更に関し、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

銘柄名	銘柄コード
One ETF 南方 中国A株 CSI500	2553

受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付にかかる申込不可日を変更することが、受益者の利便性の向上に資すると判断したため、約款に所要の変更を行います。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

金融庁届出日 : 2025年10月7日
約款変更日 : 2025年10月9日

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 南方 中国A株 CSI500

(新)	(旧)
＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 (略) ② (略) ③ (略) ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 取得申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く<u>4</u>暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日までの期間に<u>ニューヨークの銀行の休業日がある場合</u> 2. ～4. (略) ⑤ (以下略)	＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 (略) ② (略) ③ (略) ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 取得申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く<u>6</u>暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所、中国の銀行、<u>ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）</u>、または日本の営業日でない日がある場合 2. ～4. (略) ⑤ (以下略)
＜信託契約の一部解約＞ 第51条 (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産にお	＜信託契約の一部解約＞ 第51条 (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産にお

(新)	(旧)
よばず影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 一部解約の実行の請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く<u>4</u>暦日後の日までの期間に<u>上海証券取引所、深セン証券取引所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日までの期間にニューヨークの銀行の休業日がある場合</u> 2. ～4. (略) ⑦ (以下略)	よばず影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 一部解約の実行の請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く<u>6</u>暦日後の日までの期間に<u>海外休業日、または日本の営業日でない日がある場合</u> 2. ～4. (略) ⑦ (以下略)